

「堺市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（DV防止基本計画）」の適用対象範囲等の変更について

堺市では、2013年（平成25年）度から2017年（平成29年）度までの5年間を計画期間とし、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるDVの防止と、被害者の保護・自立支援に関する施策を総合的に推進するための指針として、「堺市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（DV防止基本計画）」を策定し諸施策を推進してまいりました。

2013年（平成25年）6月に、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及び被害者についても、配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とすることを内容とする「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第72号）が制定され、2014年（平成26年）1月3日に施行されました。

法律の題名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

これにより「堺市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（DV防止基本計画）」についても、適用対象範囲の追加と法律名に係る文言の修正をし、諸施策を推進することになりました。

法改正に伴う本計画の主な変更について

・根拠法令等

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」

・定義

本計画の「配偶者」の位置づけを改正法にあわせるとともに、暴力の未然防止のための取組や啓発などについては、「生活の本拠を共にしない『交際相手からの暴力』」（いわゆるデートDV〔以下「デートDV」という。〕）も含むこととする。

・新旧対照表

次項を参照。

新旧対照表（傍線部分は変更部分）

	該当箇所	変更後	変更前
1	根拠法等	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」
2	<p>定義</p> <p>※変更後、変更前の「配偶者暴力防止法」はそれぞれ</p> <p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」のことをさす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者暴力防止法」に規定する「配偶者」には、事実婚・元配偶者（離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合）、<u>並びに生活の本拠を共にする交際相手や元交際相手（当該関係にある相手からの暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き暴力を受ける場合）が含まれます。</u> <p><u>なお、生活の本拠を共にしない交際相手は含みません。</u></p> <p>ただし、本計画では、「配偶者暴力防止法」に規定する「<u>『配偶者』からの暴力</u>」に加え、<u>暴力の未然防止のための取組や啓発などについては、「生活の本拠を共にしない『交際相手』からの暴力（いわゆるデート DV [以下「デート DV」という。]</u>も対象としています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者暴力防止法」に規定する「配偶者」には、事実婚・元配偶者（離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合）は含まれますが、<u>交際相手は含まれません。</u> <p>ただし、本計画では、「配偶者暴力防止法」に規定する「<u>『配偶者』からの暴力</u>」に加え、<u>暴力の未然防止のための取組や啓発などについては、『交際相手』からの暴力（いわゆるデート DV [以下「デート DV」という。]</u>も対象としています。</p>